

もろ さわ 両 澤 会 計 だ よ り

税理士法人 両 澤

代表税理士 小 林 政 昭 税理士 山 中 榮 登 税理士 竹 花 節 夫

編集発行人 事務長 両 澤 透

〒384-2202 長野県佐久市望月285番地1

TEL: 0267(53)2400 FAX: 0267(53)5514

http://moro.zei-mu.jp e-mail: morosawa@sas.janis.or.jp



暑中お見舞い
申し上げます

◆ 8月の税務と労務

8月

(葉月) AUGUST

2020 (令和2年)

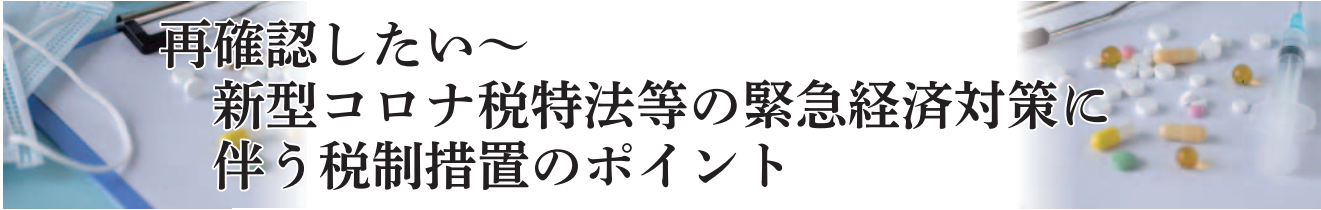
10日・山の日

国 税	7月分源泉所得税の納付	8月11日
国 税	6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	8月31日
国 税	12月決算法人の中間申告	8月31日
国 税	9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	8月31日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告	8月31日
地方税	個人事業税第1期分の納付	都道府県の条例で定める日
地方税	個人住民税第2期分の納付	市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	.	.	.	.	.

ワンポイント セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)

社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている事業者を対象に、中小企業は7億2,000万円(小規模事業者等4,800万円)を限度に日本政策金融公庫が行う融資制度。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、要件を緩和した特例措置が行われています。



再確認したい～

新型コロナ税特法等の緊急経済対策に伴う税制措置のポイント

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（新型コロナ税特法）及び地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に成立し、同日公布・施行され各種施策が実施されています。

また、前記の法律改正とは別に、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制や固定資産税の特例措置の拡充・延長の手当も合わせて行われています。

ここで改めて、中小企業者等に関するものを中心に再確認してみます。

1 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で多くの事業者等の収入が減少していることを踏まえ、令和2年2月1日から3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての国税・地方税について、納期限から1年以内の期間に限り、その納税が無担保かつ延滞税なしで猶予される特例が創設されています。

特例の要件は、今年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合において、納期限が同日以後に到来する国税等を一時に納付することが困難であると認められるとき、とされています。

この「相当な収入の減少」とは、前年同期比で概ね20%以上の減少をいいます。

今回の特例では、対象期間の損益が黒字でも、またフリーランスを含む事業所得者等も、収入減少などの要件を満たせば特例を適用できます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

法人の令和2年2月1日から4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、資本金1億円超10億円以下の法人（※）にも、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を認める特例が実施されています。

※ 大規模法人（資本金の額が10億円超の法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う飲食業者等の食材の廃棄損、施設や備品などを消毒するために支出した費用などは「災害損失欠損金」に該当します。

3 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることで、消費税の課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能とされています。

具体的には、令和2年4月30日以後に申告期限が到来する課税期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から3年1月31日までの期間内で、1カ月以上の任意の期間の収入が前年

〈表1〉テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

出典：経済産業省

従来の中小企業経営強化税制

拡充

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械・装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置 ◆工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%）		

※中小企業者等の要件を満たすNPOや社会福祉法人等も本税制の対象

同期比概ね50%以上減少し、かつ、その課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合が要件とされています。

なお、特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を二年間継続する必要はありません。

4 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合は、中小企業経営強化税制の適用を受けることができます。

具体的には、事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御化を可能とする設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づきデジタル化設備を取得等した場合、設備の即時償却又は税額控除が受けられます(表1)。

5 償却資産等に係る固定資産税・都市計画税の軽減

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1又はゼロとされます(表2)。

〈表2〉減額対象と減額幅 経済産業省資料

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

なお、令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した場合に適用されます。

6 固定資産税の特例措置の拡充・延長

中小企業が新たに投資した設備については、自治体

の条例に沿って投資後3年間、固定資産税がゼロ以上二分の一以下で市町村が定める割合とされる固定資産税等の軽減措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に事業用家屋と構築物を追加するとともに、適用期限が令和5年3月31日まで延長されました。

新たに対象とされた事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたものの、また構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上することが要件です。

7 その他

- 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等について、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものとみなし、住宅ローン控除が受けられる適用要件の弾力化が図られています。
- 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対する特別な貸付けに係る契約書の印紙税が非課税とされています。
- 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権の放棄を令和2年2月1日から3年12月31日までの間にした場合には、放棄した金額(上限20万円)について寄附金控除(所得控除又は税額控除)が適用できます。
- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を六カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものの対象となります。

テレワーク総合ポータルサイト (厚生労働省)

テレワークに関する様々な情報を得るためのWEBサイトとして「テレワーク総合ポータルサイト」が厚生労働省により運営されています(同サイト名で検索することで見つかることができます)。

サイトには、効果・効用、導入事例、導入に伴う助成金情報、Q&Aのほか、導入・運用のガイドブックなど数々の参考資料(サイト内の「関連情報」にあります)が公開されています。

在宅勤務者とのコミュニケーション、テレワーク時の労働時間や業務管理など、社内勤務時にはなかった課題が発生することもあります。

これから導入を考えている企業のほか、既に導入済であって運用方法の見直しや改良を行う企業の方にとっても参考になり得る情報が掲載されていますので、ぜひ活用ください。また、「テレワーク相談センター」として、電話またはメールによる無料相談の窓口も設けられています。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界中に拡大・蔓延し、日本でも夏に開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックが延期され、4月16日には全都道府県へ緊急事態宣言が出されました。その後、咳エチケットや手洗い・うがいの励行、不要不急の外出及び「三密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が重なる状況の回避、店舗・施設への休業要請などの感染症対策の徹底等で、緊急事態宣言は5月25日に全面解除されました。政府では、実質無利子・無担保融資制度の融資枠拡充など金融支援措置を盛り込んだ緊急経済対策や、申告期限の延長や納税猶予の特例措置などの税制改正を行いました。休業・自粛による社会経済への打撃は、リーマンショック時以上と言われており景気の回復にはかなりの時間が必要です。政府には、継続的な各種施策・支援の実施が望まれます。

さて、今年4月から働き方改革関連法により、中小企業の時間外労働の上限について、月45時間（年360時間）を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間（休日を含む）を限度に設定する必要があります。違反した場合には罰則規定がありますので、事業者としては、従業員の労務管理にも注意したいところです。

皆様方のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

人間ドック費用の取扱い

会社が、社内規程を設け役員及び使用人の健康管理の目的で、年齢35歳以上の希望者の全てに人間ドックによる検診を実施し、その検診料を会社で負担することとした場合、会社が負担した検診料相当額は、役員及び使用人に対する給与として源泉所得税を課税すべきでしょうか。

法令の規定では、役員及び使用人の健康管理の必要から、会社に対し、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者の全てを対象としてその費用を負担する場合には、給与としての課税は不要とされています。

ただし、特定の役員のみ費用を負担するような場合には課税問題が生じます。

リビング・ニーズ特約に基づく生前給付金

生命保険契約の特約のうち、「リビング・ニーズ特約」という約定があります。

リビング・ニーズ特約とは、その生命保険契約の被保険者の余命が6カ月以内と診断されたことなどを支払事由として、生前に被保険者に死亡保険金の一部が給付される特約ですが、その生前給付金に所得税は課税されません。

被保険者の余命が6カ月以内と判断されたことなどを支払事由とし、死亡を支払事由としていないことから、重度の疾病に基因して支払われる保険金として、「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものとされることが、その生前給付金は非課税所得とされます。

なお、生前給付金の支払を受けた後にその受取人である被保険者が死亡した場合には、その受けた給付金に未使用のものがあれば未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となります。